

## 令和4年度（第73回）県民体育大会柔道競技実施要項

1. 主催 秋田県教育委員会 （公財）秋田県スポーツ協会
2. 主管 秋田県柔道連盟 （一財）秋田市スポーツ協会
3. 日時 令和4年7月18日（月）

非公式計量	8：00～8：30
公式計量	8：30～9：00
審判・監督会議	9：00～
競技開始	10：00～

4. 会場 秋田県立武道館 2階 柔道場

### 5. 参加資格

(1) 日本国籍を有する者であることとするが、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

① 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」

② 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

ア 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で1年以上在籍していること。

イ 在留資格のうち「留学」又は「家族滞在」（中学3年）に該当していること。

③ 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

ア 少年種別年齢域にあった時点において前号②に該当していた者であること。

イ 在留資格のうち「留学」に該当しないこと。

(2) 第75回又は第76回国体（都道府県大会及びブロック大会を含む）において、選手及び監督として参加した者は、次の場合を除き、第75回又は第76回国体と異なる都道府県から参加することはできない。

① 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

② 結婚及び離婚に係わる者

③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別）

④ 一家転住に係る者（少年種別）

(3) 全日本柔道連盟に登録しており、登録した都道府県からのみ参加できる。

(4) 成年男子及び女子種目に「ふるさと選手登録制度」で参加する者は、登録を行った都道府県にかかわらず参加できる。

(5) 選手は、計量に合格すること。ただし、無差別に出場する選手は計量を行わない。

(6) 選手の年齢基準

① 成年種別に参加する者は、平成16年4月1日以前に生まれた者とする。

② 少年種別に参加する者は、平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者とする。

◎ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、令和4年4月30日以前から引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。

## 6. 競技規則

- (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規定で行う。
- (2) 勝敗の判定基準は、「一本」「技あり」「僅差」とする。「僅差」とは、双方の選手間に技による評価がない、または同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。得点差がない場合は、延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。延長戦においては、「技あり」以上もしくは、指導差が出た時点で勝敗を決する。
- (3) 柔道衣は、全柔連柔道衣規格に適合した柔道衣（上衣、下穿きはIJF赤ラベル及び「JU」から始まる赤文字のみ可、帯はIJF赤、青ラベル及び「JU」から始まる赤文字、黒文字全て可）とする。
- (4) 柔道衣（背中）には、必ず下記の要領でゼッケンを縫い付ける。
  - ①サイズは横30 cm～35 cm、縦25 cm～30 cmとする。
  - ②上部2/3に苗字、下部1/3に所属を記載すること。
  - ③書体は楷書で、ゴシック体または明朝体とし、男子は黒色、女子は濃赤色。
  - ④縫い付けの位置は後襟から5～10 cm下部とし、対角線にも強い糸で縫い付けること。

## 7. 競技方法

競技は体重別による

### (1) 少年男子

(ア) 無差別 (イ) 90kg超 100 kg以下級 (ウ) 73kg超 90 kg以下級 (エ) 60kg超 73 kg以下級 (オ) 60 kg以下級

### (2) 成年男子

(ア) 無差別 (イ) 90 kg超級 (ウ) 73kg超 90 kg以下級 (エ) 60kg超 73 kg以下級 (オ) 60 kg以下級

### (3) 女子

(ア) 無差別（少年成年混合） (イ) 63kg超 78kg以下級（少年） (ウ) 52kg超 63kg以下級（少年）  
(エ) 57kg以下級（成年） (オ) 52kg以下級（少年）

## 8. 参加申込

### (1) 申込締切

- ①令和4年6月30日（木）必着 郵送またはメールにて受け付ける。期日厳守のこと。
- ②組合せ会議 令和4年7月7日（木）10:00～ 秋田県立スポーツ科学センター 会議室

### (2) 申込要領

別紙様式によること。

ふるさと制度を活用する場合は、「ふるさと選手制度使用確認・申請書」をあわせて提出すること。

### (3) 申込先

〒010-0974 秋田市八橋運動公園 1-5 秋田県スポーツ科学センター内 秋田県柔道連盟  
TEL : 018-874-9790 mail : info@akita-judo-federation.com

### (4) 参加料

参加者1名につき、2,000円（保険料を含む）を大会当日徴収する。

参加料は現金とし、印紙、切手の代用は認めない。

(5) 参加料の返金

返金しない。ただし、組合せ前に参加取消しの届があった場合はその限りではない。

(6) 参加選手のスポーツ傷害保険については、一括して秋田県柔道連盟が加入する。

大会中の不慮の負傷及び事故については、応急処置を施しますが、それ以外の責任等については負わないものとします。

9. 令和4年東北総体及び国体出場選手選考について

東北総体及び国体の出場選手については、県体、その他各種大会の成績等を総合して、県柔道連盟強化委員会で決定する。(二次選考会を行う場合もある)

10. その他

(1) 開・閉会式は行わない。表彰については、1位と2位の選手へ賞状を授与する。

(2) 皮膚真菌症(トングランス感染症)については、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。

(3) 脳震盪対応について、選手及び指導者は以下の事項を遵守すること。

①大会1か月以内に脳震盪を受傷した選手は、脳神経外科医の診察を受け、出場許可を得ること。

②大会中、脳震盪を受傷した者は継続して当該大会に出場することは認めない。(受傷した時点で必ず専門医を受診すること。)

③練習再開に際しては、脳神経外科の診察を受け、許可を得ること。

④上記のいずれかに該当する選手がいる場合、指導者は必ず大会事務局へ事故報告書を提出すること。

(4) 試合が終了した選手は、速やかに退館すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、別途定める。参加者は、主催者が定める新型コロナウイルス感染症の感染予防措置を遵守すること。なお、試合中に感染予防措置を遵守できない参加者には、参加の取り消しや途中退場を求めることがあり得る。